

厚木市児童発達支援センター運営業務委託(令和7～11年度)に係る公募型プロポーザル 質問への回答

No	質問	回答
1	履行期間中、急激な人件費の高騰が生じた場合、提案見積書に記載した金額の協議は可能か。	社会状況の変化等により、金額の見直しは相当と認められる場合は、発注者との協議は可能と考えます。
2	保健福祉センター2・4階とあるが、現在の使用範囲と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
3	履行期間中に、移転の可能性はどの位あるか。 その場合、現所在地からどの位の距離を見込めばよいか。 また、移転に伴う諸費用は、発注者の負担と考えてよいか。	今回の契約期間内において、保健福祉センターから移転する予定はありません。 なお、何らかの理由で他の所在地に移転する必要が生じた場合、この移転による諸費用については、別途協議し、定めることとします。
4	厚木市複合施設基本設計の概要によると、保健福祉センターと新庁舎の接続が図られるように見えるが、工事の影響がひよこ園に及ぶことがあるか。 また、事務室のみ移転の可能性はあるか。	複合施設については、令和6年9月から本体工事に着工し、令和9年度に完了する予定で進めています。この期間内に複合施設2階と保健福祉センター2階「児童発達支援センター」の事務室部分をスロープで接続する工事を行います。 なお、「児童発達支援センター」の事務室は、保健福祉センター内において、移転することになります。 また、この期間中においては、工事に伴う騒音や振動等の影響があると想定しています。
5	「常勤」とは、常勤換算で配置することでよいか。	常勤換算ではなく、「常勤」として配置してください。
6	職員配置において、派遣社員の利用は可能か。	児童の安全性が確保されていれば、可能と考えます。
7	公認心理士等および作業療法士は現行より時間増となっているが、理由は何か。	幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を行うためです。
8	「療法士によるグループ指導」とは、どのような内容を、どこで実施することを想定しているか。	必要に応じて、療法士が通常のクラスに参加し、課題の内容を考えたり、クラスの担任に療法士の視点からの助言をしたりすることを想定しています。 なお、この場合、担任として一つのクラスに限定して配置することは想定していません。
9	入園者の選定に係る基準および点数について、発注者で案を示してもらえるか。	可能です。
10	「何らかの介入」とは、どのようなことを想定しているか。	虐待、DV、主たる保護者の精神疾患等に伴う、緊急対応としての家庭訪問や、児童相談所・こども家庭センターこども相談係への通告等を想定しています。

11	<p>保育所等訪問支援と関係機関連携・支援に従事する者は同一人物でなければならないか。</p>	<p>家庭・地域連携事業に加配する人員は、『指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例』で定める人員に加えて配置する」常勤の人員1人ですので、保育所等訪問支援を実施するための法定人員と加配人員を併せた人数以上が従事するのであれば、家庭・地域支援事業内の業務分担については問いません。</p>
12	<p>まめの木との役割分担はどのようになるのか。</p>	<p>市民からの相談をもれなく受けられるよう、明確に役割を分けるのではなく、広く、柔軟に対応していただくことを想定しています。</p>
13	<p>新たに追加された項目と思われるが、具体的にどのような内容を想定しているか。</p>	<p>送迎バス、訪問のための車両を受注者で用意していただき、送迎のための乗降以外で保健福祉センター付近での待機を希望する場合は、受注者側で待機場所、駐車場の確保をしていただくことを想定しています。</p>
14	<p>再委託できる業務は、どの範囲か。</p>	<p>再委託については、厚木市清掃・警備・保守・その他業務委託請負契約約款に、「受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者（以下「再委託先」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。」と記載されています。</p> <p>厚木市においては、児童発達支援事業、家庭・地域支援事業、相談支援事業が「業務の主たる部分」であり、一括した再委託の範囲外であると考えます。</p> <p>業務の一部の再委託については、発注者との協議の後の判断（審査・承認）となります。</p> <p>（厚木市ホームページ 厚木市清掃・警備・保守・その他業務委託請負契約約款 参照）</p>